

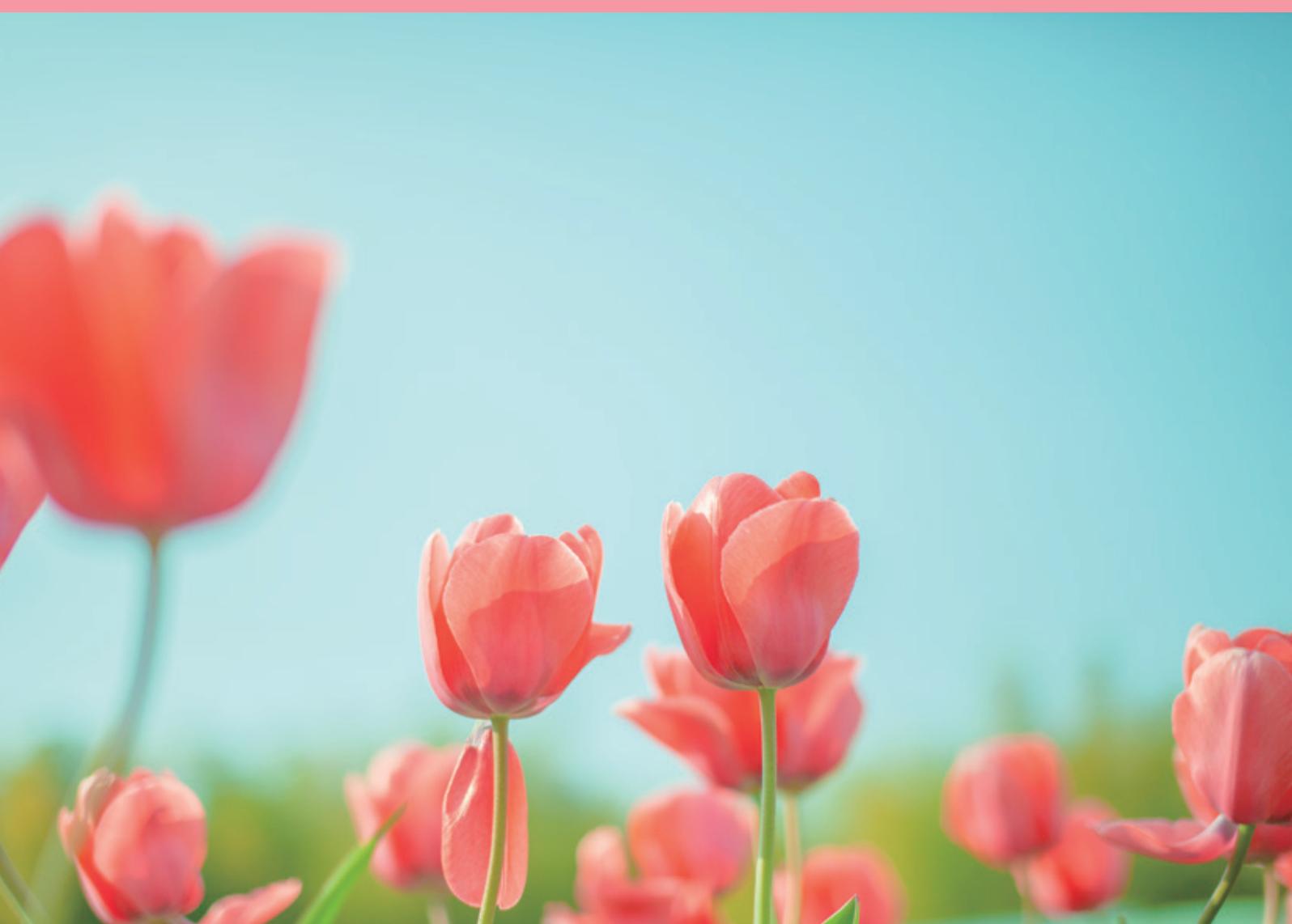


職別

国保だより

2014.3
136号

助け合う国保で築く明るい家庭



チューリップ

平成26年度事業計画	P3
70歳から74歳の医療費負担割合について	P11
職別国保ホームページ開設について	P13
平成26年度特定健診のご案内	P16

第88回通常組合会開かれる

去る3月17日（月）、当職別国保組合の第88回通常組合会が、中京区の京都ロイヤルホテル&スパで開催され、平成26年度事業計画、同歳入歳出予算を中心に審議され別掲の通り提出議案すべてが原案通り可決承認されました。



第88回組合会 理事長開会あいさつ

理事長 松田 等

- 本日は、第88回組合会を開催させていただいたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。
- 全国建設工事業国保組合の無資格加入に端を発した組合員の資格問題については、組合員資格の適正化並びに国保組合のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められているところです。
当組合といたしましても、24年度の組合員資格調査に引き続き、今年度は保険証の更新に伴い、組合員現況調査を行いました。組合員の皆様のご理解・ご協力のもと無事終了いたしましたことに感謝申し上げます。また、引き続き、組合員の資格の適正化へのご協力を賜りますようお願いいたします。
- 特別積立金の取り崩しにつきましては、25年度決算見込みが大変厳しい状況であることから先日の理事会で専決処分といたしました。厳しい収支状況の主な原因としましては、国庫補助金の減少、保険料の減収、医療費の増加が挙げられます。平成23年度、25年度と積立金を取り崩して対応して参りましたが、これ以上積立金の取り崩しを続けることは、組合の解散にも成りかねません。平成6年度以降20年間据え置きとされています保険料の値上げについて、26年度1年間かけて検討して参りたいと思いますので、組合員の皆様にはご理解をお願いいたします。
- 26年度の事業等についてですが、5年に1度の所得調査を実施いたします。国において今後の補助金の見直しに係る資料となりますので、ご協力をお願いいたします。また、特定健診・特定保健指導は、7年目となりますが、26年度の実施率の目標は、特定健診50%、特定保健指導20%としておりますので、必ず受診いただくようお願いいたします。
- さて、国の動向については、昨年「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆるプログラム法が成立いたしました。その中で、所得水準の高い国保組合の国庫補助金の見直しが検討されることになっており、今後の国保組合事業の長期的、安定的運営が阻害される恐れがあり、大変危惧するところです。
- また、70歳から74歳の窓口負担について、これまで2割の法定割合を1割とする特例措置が継続されていましたが、平成26年4月以降新たに70歳に達する方から法定の2割負担となりました。これに併せて高額療養費についても平成27年1月から所得区分と自己負担限度額が見直されることとなっています。
- こうした状況の中、今後も、我々国保組合を取り巻く環境はますます厳しくなることが予測されますが、一致結束して、ことに当たっていきたくと考えています。
議員の皆さんにおかれましては、このあとの議案審議を含め、よろしくようお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

平成26年度 事業計画

1 国保組合をめぐる諸情勢

- 我が国は、国民皆保険・皆年金の達成から半世紀が過ぎ、誰もが安心して医療を受けられる医療保険制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してまいりました。
しかしながら、近年の急速な少子高齢化の進展、雇用環境の変化、経済の低迷、医療の高度化など、医療を取り巻く環境は大きく変化し、医療保険財政は大変厳しい状況が続いているところです。
- 建設業界は過去10年以上にわたって、景気低迷と公共事業の削減という厳しい経営環境にさらされてきました。安倍政権の経済対策「アベノミクス」の効果などで景気回復の兆しが見え始めていますが、今後景気回復が軌道にのり2020年東京五輪の開催など国、民間それぞれの計画・検討中の取組みが進み、国内の建設需要が活性化することが期待されるところです。
- 一方、平成26年4月から消費税が8%に引き上げられ、その増税分を含む消費税は、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障の安定財源の確保と社会保障の充実の財源とされています。また、医療保険制度を含む社会保障制度の持続可能性を確保するため、国においては社会保障制度改革国民会議の報告を踏まえ「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」が昨年可決・成立しました。
- 70歳から74歳の窓口負担について、これまで2割の法定割合を1割とする特例措置が継続されてきましたが、世代間の公平の観点から、また高齢者の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月以降新たに70歳に達する方から法定の2割負担となりました。これに併せて高額療養費についても平成27年1月から所得区分と自己負担限度額が見直されることとなっています。
- 2年毎に改定される診療報酬については、充実が求められる分野を評価していく視点や消費税率8%への引き上げに伴う対応等により、本体と薬価等の合計（ネット）で0.10%引き上げられることになりました。診療報酬改定の内訳は、本体で0.73%引上げ、各科別には医科0.82%、歯科0.99%、調剤0.22%のプラス改定となりました。一方、薬価・材料価格改定では、全体で0.63%のマイナス改定となり、マイナス幅は薬価が0.58%、材料で0.05%となりました。
- 国保組合に関することについては、平成23年度から普通調整補助金や特別調整補助金が見直され、国保組合の財政運営に影響が現れている上、プログラム法による所得水準の高い国保組合の国庫補助金の見直しは、今後の国保組合事業の長期的、安定的運営が阻害される恐れがあり、大変危惧するところです。
- 平成26年度の予算編成に際しては、被保険者数の減少により保険料を対前年度比較で▲14百万円の減少、国庫補助金は、介護納付金、後期高齢者支援金の増加により対前年度比較で+8.6百万円と計上しています。しかし、国庫補助金の見直しや医療費の増加等で国保組合の財政は大変厳しく、平成25年度も昨年度と同様単年度赤字決算となる見込みです。平成23年度、平成25年度と積立金を取り崩し対応して参りましたが、このままでは財政が破たんし組合の解散に成りかねません。平成26年度においては、20年間据え置きとしていました保険料について値上げを検討して参りたいと思いますので、組合員の皆様にはご理解をお願いいたします。
- 今後も、国保組合を取り巻く環境、財政運営は



一層厳しくなることが予想されます。そうした状況にはありますが、組合員及び御家族の健康の保持・増進、円滑な組合事業運営、組合財政の安定に役職員挙げて取り組んでまいりますので、議員、組合員各位の一層の御理解と御協力をお願いします。

2 重点目標

- ① 法改正等に伴う事業・事務への適正な対応
- ② 被保険者証及び高齢受給者証の適正な交付
- ③ 特定健診・特定保健指導の受診等の促進
- ④ 高額療養費等の正確且つ敏速な給付
- ⑤ 高額医療費共同事業の円滑な事務対応
- ⑥ 資格審査委員会による組合員資格の適正化
- ⑦ 財務委員会による財産管理の適正化
- ⑧ 規約等改正準備委員会による法令遵守の推進及び組合運営の適正化
- ⑨ 人間ドック、脳ドック、肺ドック、ジャスト健診等各種健診の奨励
- ⑩ 健康関連施設あわせん事業をはじめ、各種保健事業の推進
- ⑪ ジェネリック医薬品の差額通知等による普及促進
- ⑫ 医療費通知、レセプト点検による医療費の適正化
- ⑬ 柔道整復療養費支給申請書の点検による医療費の適正化
- ⑭ 外部監査の導入
- ⑮ 国保総合システムの適正運用及び有効的活用
- ⑯ 組合ホームページの有効活用
- ⑰ 所得調査の実施
- ⑱ 医療制度改正に係るシステム変更及び適正な対応

3 事業内容

(1) 保険料と保険給付

① 保険料

○ 医療分保険料

医療給付費分及び前期高齢者調整金等に充てる分にかかる医療分保険料は、引き続き据置きとします。

・組合員	(74歳まで)	月額	11,500円	
・	〃	(25歳未満)	月額	8,000円
・家族	(74歳まで)	月額	2,500円	

○ 介護分保険料

40歳～64歳の組合員と家族（第2号被保険者）にかかる介護分保険料は、引き続き、据置きとします。

・組合員	月額	2,000円
・家族	月額	1,000円

○ 後期高齢者支援金等分保険料

後期高齢者医療制度への支援金等として、組合員、家族とも一律保険料とし、引き続き据置きとします。

・組合員	(74歳まで)	月額	2,000円
・家族	(74歳まで)	月額	2,000円

- 後期高齢者組合員分保険料
後期高齢者である組合員については、保健事業に充てるための保険料を賦課し、引き続き据置きとします。
・組合員（75歳以上及び65歳以上で一定の障害認定を受けた者）
月額 1,000円

- 保険料の改定について
平成6年改定以降20年間保険料を据置きとしていましたが、被保険者数の減少及び国庫補助金の減額並びに医療費の増加等、組合財政は年々厳しくなっています。組合存続のため、平成26年度1年間かけて保険料の見直しを検討して参りますので、ご理解をお願いします。

② 療養の給付

- 給付割合及び一部負担金の割合は、次のとおりとします。

区 分	給 付 割 合	一 部 負 担 割 合	備 考
未就学児（※1）	8 割	2 割	小学校入学まで
就学児以降70歳未満	7 割	3 割	
70歳以上（一般）（※2）（※3）	8 割	2 割	
70歳以上（現役並み所得者）（※2）	7 割	3 割	

※1 小学校入学前の子供（未就学児童）をいい、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者。

※2 前期高齢者（65歳以上74歳まで）のうち、70歳以上74歳までの方で高齢者医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者。これらの方が治療を受けるときは、被保険者証のほかに国保組合が発行する高齢受給者証が必要となります。

※3 国民健康保険法等では、平成20年4月から一部負担割合は2割と定められていますが、特例措置により平成26年3月までは1割に凍結されてきました。平成26年4月から70歳になる被保険者（昭和19年4月2日生まれ以降）から法律通り2割負担となり、平成26年4月1日時点ですでに70歳の被保険者は、特例措置により1割負担となります。

- 入院時食事療養費
入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院食事療養費として支給します。
- 入院時生活療養費
療養病床に入院する65歳以上の高齢者の方には、食事（材料費・調理コスト相当）及び居住費（光熱水費相当）を入院時生活療養費として支給します。

③ 療養費

診療費などをいったん自分で全額立て替えて支払った場合、治療上必要と認めた補装具を装着した場合など保険診療分に相当する費用について、(1)の療養の給付に準じて支給します。

④ 高額療養費

病院で支払った窓口負担の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、超えた額をあとから払い戻します（償還払い）。ただし、「限度額適用認定証」（上位所得者・一般）、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（低所得者）を提示することで、医療機関への支払いが償還払いではなく、自己負担限度額までの支払いで済みます。（「限度額適用認定証」（上位所得者・一般）、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（低所得者）の交付については、事前の申請が必要です。）

● 自己負担限度額

70歳未満	区 分		自己負担額（月額）
	上位所得者 （年間所得600万円超）		150,000円 + （医療費 - 500,000円） × 1% <83,400円 >
	一 般		80,100円 + （医療費 - 267,000円） × 1% <44,400円 >
	低所得者 （住民税非課税）		35,400円 <24,600円 >

70歳から74歳	区 分		自己負担限度額（月額）	
			外来(個人ごと)	
	現役並み所得者 （課税所得145万円以上）		44,400円	80,100円 + （医療費 - 267,000円） × 1% <44,400円 >
	一 般		24,600円	62,100円 <44,400円 >
	低所得者 （住民税 非課税）	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円	

- ※1 < >内は多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当の場合）の限度額
- ※2 血友病、人工透析が必要な慢性腎不全などの場合、自己負担限度額は1万円（人工透析を要する上位所得者は2万円）
- ※3 平成27年1月から所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定する見直しが予定されています。

⑤ 高額医療・介護合算療養費

世帯に国保・介護の両保険から給付を受けることによって、年額の自己負担額が高額になったとき、法定の自己負担限度額を超える額を支給します。合算対象となる自己負担額は、毎年8月～翌年7月までの1年間に支払った、医療保険及び介護保険の自己負担を対象とします。年間合計額が下記負担限度額を超える場合に、医療保険・介護保険の制度別に按分し、それぞれの保険者から支給します。

● 所得区分別負担限度額

		70～74歳の者がいる世帯	70歳未満の者がいる世帯
現役並み所得者 （上位所得者）		67万円	126万円
一 般		62万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

⑥ その他の給付

○ 出産育児一時金

産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩した場合、1児につき420,000円を支給します。ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関で分娩した場合は、390,000円を支給します。

- ※ 産科医療補償制度とは、出産の時に重度脳性麻痺等になった乳幼児に補償金が支払われる制度です。

- 葬祭費
被保険者が死亡したときに支給します。
 - ・組合員の死亡 1件 70,000円
 - ・家族の死亡 1件 50,000円
- ※ 保険給付の詳細については、「職別国保のしおり」、ホームページを参照願うとともに支部事務所にお問い合わせください。

(2) 保健事業

① 特定健診・特定保健指導の実施

メタボリックシンドロームの予防に着目した特定健診・特定保健指導は、平成20年度に実施されてから7年目に入ります。

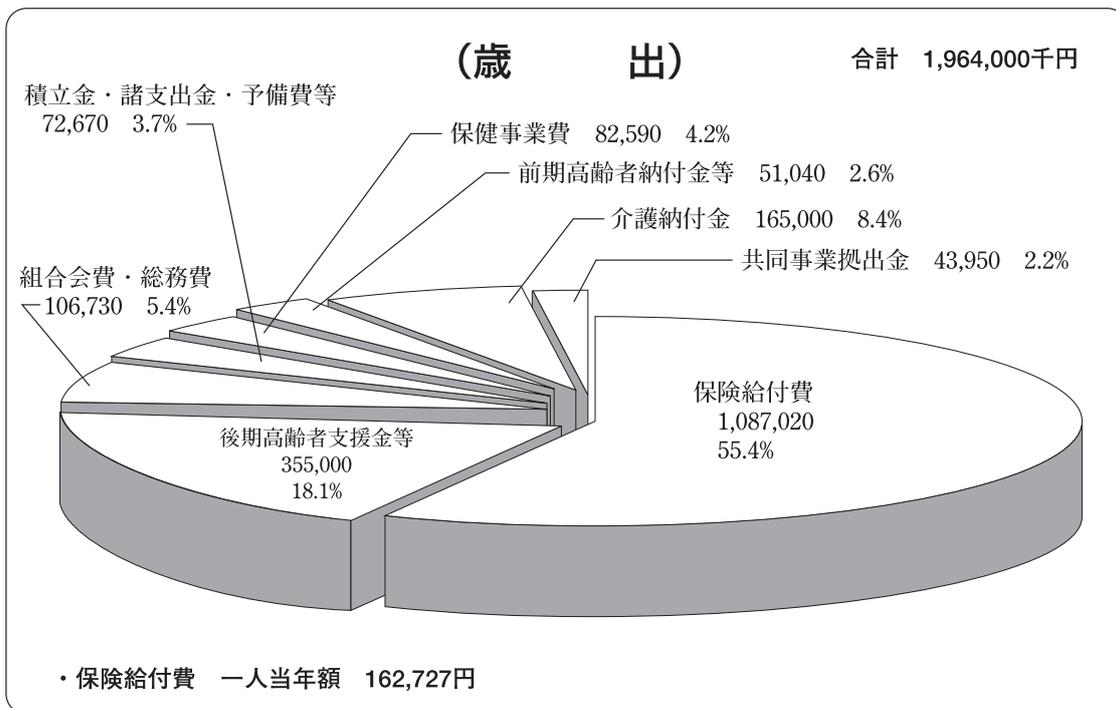
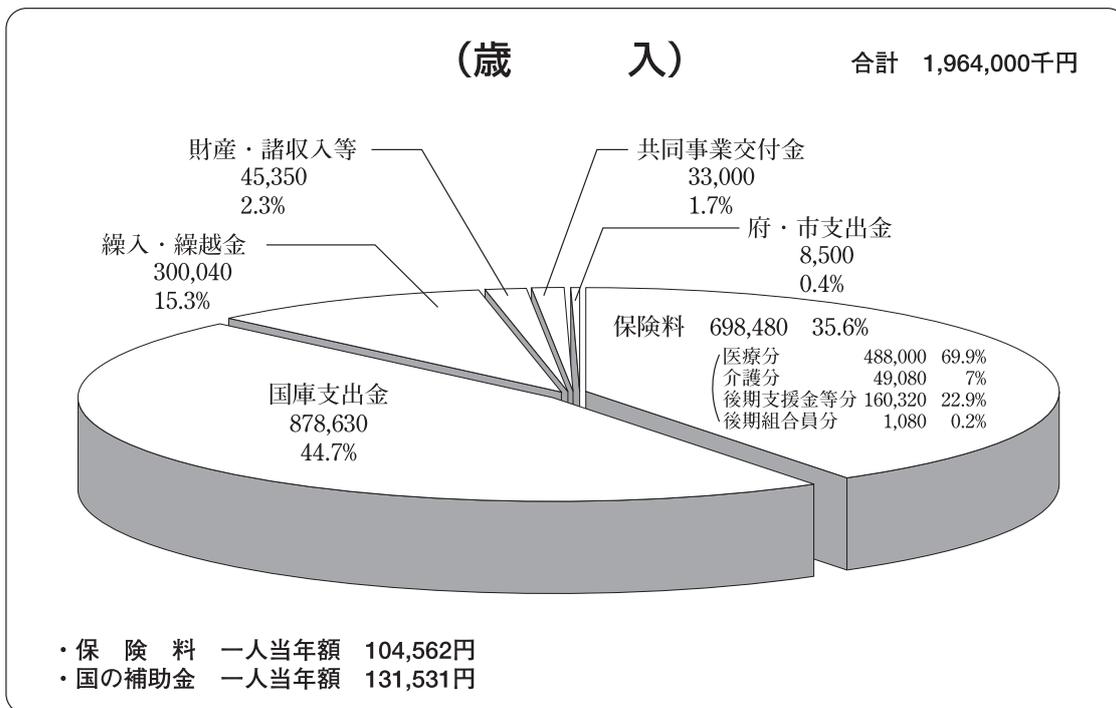
平成26年度は第二期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診50%、特定保健指導20%を目標に次の事業を重点的に実施してまいります。

- 受診勧奨はがきの送付
 - ・ジャスト健診はがきの送付
平成26年度中に40歳・50歳・60歳・70歳に到達する被保険者に対して、ジャスト健診の案内はがきを送付し、制度の周知及び受診意識の向上を図ります。
 - ・特定健診未受診はがきの送付
特定健診の受診券を送付した後、一定期間が経過しても健診を受診していない被保険者に対して、特定健診未受診はがきを送付して受診勧奨を行います。
- 健診案内冊子（職別国保 各種健康診査のご案内）の配付
当組合が費用補助を行う各種健康診査について、申込方法や個人負担金などを掲載したインデックス形式の冊子を作成し、特定健診の対象者に配付します。
- 管理栄養士による電話勧奨
特定健診の未受診者及び保健指導の対象者に対して、管理栄養士から電話勧奨を行い、被保険者の受診意識を高めることで受診率の向上を図ります。
- 特定健診データの提供者に対する謝礼
当組合の健診補助制度を利用せずに行われた健康診査（特定健診の項目を網羅した健診）のデータを積極的に収集するために、特定健診データの提供者に対して切手820円分を謝礼として支給します。
- ② 生活習慣病健診の助成事業
被保険者の疾病の予防、早期発見、早期治療が健康管理の基本的要件であることから、生活習慣病にかかる定期的健康診断の奨励を図ります。
 - 指定医療機関（京都第一日赤他34機関）による半日人間ドック
一人当たりの自己負担額は10,000円とし、残りの費用は、組合が全額負担します。
 - 半日人間ドックと同時に受診する脳ドック及び肺ドック
追加ドックごとの自己負担額は10,000円ずつとし、追加ドックごとの差額約20,000円（追加ドックが2つの場合約40,000円）を組合が負担します。
 - 半日人間ドックと同時に受診する婦人科検査
追加検査として婦人科検査（乳がん・子宮がん検査）を受診する場合は、受診費用の全額を組合が負担します。
 - 各支部単位で実施する検診車等による一般健診
一人当たり自己負担額は3,000円とし、差額約19,000円を組合が負担します。
 - ジャスト健診（無料）の実施
平成26年度内に、40歳、50歳、60歳、70歳に達する方については、人間ドック費用全額を組合負担とし、年齢の節目における健康診断を促すことにより、健康チェック習慣の定着を図ります。

- 定期健診の実施
一人当たりの自己負担額は、1,000円とし、差額約11,000円を組合が負担します。対象者は、40歳から74歳の被保険者です。
 - レディース健診の実施
一人当たりの自己負担額は、1,000円とし、差額約16,000円を組合が負担します。対象者は、40歳から74歳の被保険者です。
 - ③ 健康管理と疾病予防対策事業
 - 京都テルサ、ヘルスピア21、同志社大学継志館フィットネス、ラクトスポーツプラザ、京都エミナース（プール、ジム、温泉等）の健康増進施設利用の補助事業を継続します。
 - 「インフルエンザ予防接種」の助成事業を継続します。
 - ④ 新規加入記念品の贈呈
新規加入の組合員に対し、記念品を贈呈します。
 - ⑤ 無受診世帯に対する記念品の贈呈
1年以上の無受診世帯に、組合の財政運営への貢献に対する感謝の意味で記念品を贈呈します。
 - ⑥ 支部に対するスポーツ大会等への助成
母体支部単位のスポーツ大会等の保健事業費に一定額の助成をします。
- (3) その他の取り組み
- ① 所得調査の実施
平成26年度は、厚生労働省が国保組合に対する今後の国庫補助の在り方を見直すため、5年に一度の組合員の所得調査が実施される年となっています。
プログラム法において、保険料に係る国民負担に関する公平性の議論の中で、各医療保険者の被保険者の所得状況等の比較をするため、被用者保険は標準報酬等、市町村国保は保険料算定の際の所得で把握し、国保組合については所得調査において把握されます。
所得状況の結果が適切に国庫補助金の算定に資するよう、組合員の皆様の協力をお願いします。
 - ② 外部監査の導入
内部監査に加え、外部監査を導入することにより、組合運営における透明性を高めるとともに、監査機能の充実を図っています。
 - ③ 法令遵守の徹底
当組合は我が国の公的医療制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営が国保法その他関係法令に沿って厳正に行われるよう、遵守体制の整備に関する基本方針、実践計画に基づく法令遵守マニュアルの策定並びに組織体制の整備を行います。また、役職員等に対して研修を実施するなど、法令遵守の徹底を図ります。
 - ④ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進
被保険者に後発医薬品についての知識及び切り替え方等をパンフレットや希望カードの配付により周知すると共に、後発医薬品差額通知を行い普及促進を図ります。
 - ⑤ レセプト（医療機関からくる診療報酬明細書）及び柔道整復等療養費支給申請書の点検及び調査
毎月レセプトを点検し、不正請求、過剰請求等不適切なものは、一旦、医療機関に返還し医療費の適正化を図ります。また、年々増加する柔道整復等療養費について、支給申請書の内容点検及び被保険者への負傷原因調査等を専門業者に委託し、適正受診を周知するとともに医療費の適正化を図ります。
 - ⑥ 第三者行為（交通事故、労災事故）の調査と医療費の返還請求
交通事故や仕事中的事故等の傷害は、健康保険の給付対象とならないので、調査して状況により組合が支払った医療費の返還を求めます。併せて労働保険への加入を推奨していきます。

平成26年度歳入歳出予算構成グラフ

単位：千円



こんなときは所属支部に届出を！



※必ず、14日以内に届け出てください。

※届出書類および申請書類については、所属の支部にありますのでご確認ください。



こんなときは届出を		届出に必要なもの
は い る と き	健康保険（共済組合）をやめたとき	資格取得届、住民票、印かん、 健康保険の喪失証明書、被保険者証
	子供が生まれたとき	資格取得届、住民票、被保険者証、印かん
	市町村の国民健康保険をやめるとき	資格取得届、住民票、印かん、 市町村国保の被保険者証、被保険者証
	他の国民健康保険組合をやめたとき	資格取得届、住民票、印かん、 国保組合の喪失証明書、被保険者証
	結婚したときなど	資格取得届、住民票、被保険者証、 印かん、前の医療保険の離脱証明書など
	生活保護を受けなくなったとき	資格取得届、住民票、印かん、 保護廃止決定通知書、被保険者証
こんなときは届出を		届出に必要なもの
や め る と き	健康保険（共済組合）に入ったとき	資格喪失（脱退）届、健康保険の被保険者証、 被保険者証、印かん
	市町村の国民健康保険に入るとき （1カ月前に予告を）	資格喪失（脱退）届、被保険者証、印かん
	死亡したとき	資格喪失（脱退）届、死亡診断書、 または除籍住民票、被保険者証、印かん
	他の国民健康保険に入るとき （1カ月前に予告を）	資格喪失（脱退）届、被保険者証、印かん ※先に他の国保組合に加入している場合は、被保険者証の写し
	建設業をやめたとき（勤務先）	資格喪失（脱退）届、被保険者証、印かん
	家族が別居（転出）したとき	資格喪失（脱退）届、新住所地の住民票、 もしくは転出証明書、被保険者証、印かん
	生活保護を受けることになったとき	資格喪失（脱退）届、保護開始決定通知書、 被保険者証、印かん
こんなときは届出を		届出に必要なもの
そ の 他	住所、氏名などが変わったとき	届出事項変更届、住民票、被保険者証、 印かん
	修学のため、子供が他の市区町村へ 住所を移したとき	国民健康保険法第116条該当・非該当届、 在学証明書、被保険者証、印かん
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	被保険者証等再交付申請書、 被保険者証（紛失した場合以外）、印かん
	組合員が別の組合員世帯の家族になるとき	脱退申請書、資格取得届、住民票、 被保険者証、印かん
	家族が建設業に従事することにより組合員になるとき	資格喪失届、加入申請書、住民票、誓約書、 被保険者証、印かん

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月[※]から医療費の 窓口負担が **2割**になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

- ・70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

2割となる時期

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から
(例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の 窓口負担は **1割**のまま変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

- ・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。
(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。)

- ・詳細は、所属の支部事務所へお問い合わせください。

「組合員現況調査」にご協力いただき ありがとうございました

保険証の更新時期にあわせて、今年1月に実施いたしました「組合員現況調査」につきまして、調査票の提出にご協力いただきありがとうございました。皆様のご協力に対し、誌面をもって厚く御礼申し上げます。

また、組合員の資格についても、厚生労働省より強く適正化を求める通知が出ている上、会計検査院の实地検査の対象となっています。

つきましては、今後も定期的に調査を行い組合員資格の適正化を図ってまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

交通事故など第三者から傷害を受けた場合

◆本来加害者が支払うべきもの

交通事故などのように、第三者の行為によってけがをしたり病気になったりしたときは、被害者に重大な過失がない限り、かかった医療費は本来加害者が負担するべきものです。

しかし、加害者がすぐに損害賠償に応じてくれないときなど、さしあたっての病院への支払いに困ることになります。こういう場合、被害者の保険を使って治療を受けてもいいことになっています。



◆必ずすみやかに職別国保へ届け出を

保険で診療を受けたときは、加害者が負担するべき医療費を組合が一時立て替えているわけで、組合はあとで加害者または自賠責保険・任意保険の事業機関に対し、立て替えた医療費を請求しなければなりません。

そのため、第三者の行為による傷病の治療に保険を使ったときは、できるだけすみやかに組合へ届け出てください。また、組合から第三者行為に係る書類が届いたら、必ず期限内に返送してください。

◆示談の前に必ず相談を

保険で立て替えた医療費については、被害者と加害者の間で勝手に示談することはできないことになっています。また、交通事故などでは、後遺障害の危険もあり、安易な示談は禁物です。治療に保険を使ったときは、必ず示談の前に組合に相談してください。

※交通事故ではどんな小さな事故でも、必ず警察に届けましょう。

平成26年1月より 職別国保のホームページを公開いたしました

京都府建設業職別連合国民健康保険組合

文字サイズ

標準 大 特大

検索

職別国保のご案内

職別国保の概要や手続きや
保険料などについて

保険給付について

病気、けが、入院、訪問看護、
医療費などについて

保健事業について

各種健康診査、特定健診、
インフルエンザなどについて

各種申請書ダウンロード

各種申請書および記入例の
ダウンロードはこちらから

職別国保の「保険給付」や「保健事業」に関するご案内を掲載しております。

「加入・脱退・変更」などの手続き方法や「職別国保だより」、「指定医療機関一覧」、「支部事務所一覧」なども掲載しており、様々な申請を行う際に必要な書類の印刷もできるようになっております。

新着情報や更新情報なども、随時、更新しておりますので、ご覧ください。

【URL】 <http://www.syokubetu-kokuho.or.jp/>

職別国保

検索

整骨院・接骨院にかかれる皆様へ

「施術内容の照会」にご協力をお願いします

整骨院や接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門職が施術する施設であることから、医療機関で行われる治療行為とは異なり、健康保険を使える範囲が限定されています。

このことから、当組合では皆様の保険料を正しく使用するため、整骨院や接骨院で行われた施術に関して内容等の調査を行ってまいりますので、文書やお電話でご照会させていただいた際にはご協力をお願いいたします。

○ 40歳～74歳の特定健診対象者の皆様は以下にご注意ください。

■ 半日ドック及び一般健診を受診される方

半日ドック及び一般健診の受診当日は、健診窓口で「被保険者証」、「半日ドック等利用申込書」、「特定健康診査受診券」（以下「特定健診受診券」）の3点が必要になりますので必ずご持参ください。

※ ただし、平成26年4月～6月（26年度の特定健診受診券が届くまでの間）に半日ドック及び一般健診を受診される方については、後日、当組合から直接、医療機関へ受診券を送付するため特定健診受診券は不要です。

■ 健診補助制度の利用は年度内1回に限ります

当組合の健診補助制度を利用して健診をお受けになる場合は、「半日ドック」、「一般健診」、「定期健診」、「レディース健診」、「特定健診」の5種類のうち、年度内にいずれか1回の受診に限ります。

■ 平成26年度の半日ドック等指定医療機関について

平成26年度の半日ドック等指定医療機関はP15に掲載しておりますのでご覧ください。
なお、4月1日から以下のとおり一部変更がございますのでご注意ください。

○ 契約終了（西村診療所）

⇒ 西村診療所は平成26年3月31日をもって契約を終了いたしました。

○ 健康診査の実施機関の追加及び削除

(1) 一般健診、定期健診、レディース健診の追加 ⇒ 音羽病院

(2) レディース健診の削除 ⇒ 京都工場保健会（宇治健診センター）

○ 医療機関の名称変更

⇒ 社会保険京都病院は「京都鞍馬口医療センター」に名称が変わりました。

生活習慣病健診を受けましょう

お知らせ

ジャスト健診（無料）のご案内

当組合では35歳以上の組合員・ご家族を対象に年度内1回に限り、半日ドックを1万円、一般健診を3千円で受診していただけるよう健診補助を行っておりますが、40、50、60、70歳の節目到達者はジャスト健診として無料で受診していただくことができます。対象となられる方は是非この機会にご受診ください。

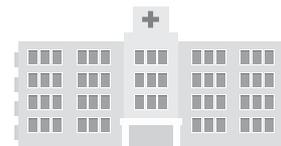
平成26年度（26年4月1日～27年3月31日）にジャスト健診の対象となられる方は次のとおりです。

40歳……昭和49年4月1日～昭和50年3月31日生れ

50歳……昭和39年4月1日～昭和40年3月31日生れ

60歳……昭和29年4月1日～昭和30年3月31日生れ

70歳……昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生れ



なお、同時に脳・肺ドックを受診される場合には、各1万円（検査の場合は5千円）が自己負担として加算されます。



対象の方は必ず平成26年度（26年4月1日～27年3月31日）中に受診していただく必要があります。

半日ドック等指定医療機関一覧

医療機関名	郵便番号	所在地	電話	実施ドック			一般 健診	定期 健診	レディー ス健診
				半日	脳	肺			
京都工場保健会	604-8472	中京区西ノ京北壺井町67	075-823-0530	○	○	○	○	○	○
〃 (宇治健診センター)	611-0031	宇治市広野町成田1-7	〃	○			○	○	
京都第一赤十字病院	605-0981	東山区本町15-749	075-561-1121	○	○	○			
京都第二赤十字病院	602-8026	上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5	075-212-6151	○	○				
京都鞍馬口医療センター	603-8151	北区小山下総町27	075-441-6101	○	○	○			
堀川病院	602-0056	上京区堀川通今出川上ル北舟橋町865	075-441-8181	○	○				
京都予防医学センター	604-8491	中京区西ノ京左馬寮町28	075-811-9137	○			○	○	○
四条烏丸クリニック	604-8152	中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町652 烏丸ハイメディックコート7F	075-241-3577	○			○	○	○
大和健診センター	604-8171	中京区烏丸通り御池下ル虎屋町577-2 太陽生命御池ビル7F	075-256-4141	○	○				
京都市立病院	604-8845	中京区壬生東高田町1-2	075-311-5311	○					
シミズ四条大宮クリニック	604-8811	中京区壬生賀陽御所町3-1 京都幸ビル1階	075-813-1300	○	○				
御池クリニック	604-8436	中京区西ノ京下合町11	075-823-3080	○	○	○			
太子道診療所	604-8454	中京区西ノ京小堀池町18-1	075-822-2660	○		△			
中央診療所	604-8111	中京区三条通高倉東入榎屋町58	075-211-4503	○					
音羽病院	607-8062	山科区音羽珍事町2	075-593-7774	○	○	○	○	○	○
ラクト健診センター	607-8080	山科区竹鼻竹ノ街道町92山科駅前 RACTO 山科 C 棟3F	075-746-5100	○					
武田病院	600-8558	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5	075-746-5100	○	○				
京都南病院	600-8876	下京区西七条南中野町8	075-312-7361	○					
京都桂病院	615-8256	西京区山田平尾町17	075-392-3501	○					
洛西シミズ病院	610-1106	西京区大枝沓掛町13-107	075-331-8778	○	○				
蘇生会総合病院	612-8473	伏見区下鳥羽広長町101	075-621-3101	○	△				
大鳥病院	612-8034	伏見区桃山町泰長老115	075-622-0701	○	○				
京都ルネス病院	620-0054	福知山市末広町1-38	0773-22-3550	○	△	△			
市立福知山市民病院	620-8505	福知山市厚中町231	0773-22-2101	○	△				
舞鶴赤十字病院	624-0906	舞鶴市字倉谷427	0773-75-1920	○	○				
舞鶴共済病院	625-8585	舞鶴市字浜1035	0773-62-2510	○	○	○			
綾部市立病院	623-0011	綾部市青野町大塚20-1	0773-43-0123	○	○				
京都きつ川病院	610-0101	城陽市平川西六反26-1	0774-54-1111	○	○				
済生会京都府病院	617-0814	長岡京市今里南平尾8	075-955-0111	○					
田辺中央病院	610-0334	京田辺市田辺中央6-1-6	0774-63-1111	○	○				
京都山城総合医療センター	619-0214	木津川市木津駅前1-27	0774-72-0235	○					
公立南丹病院	629-0197	南丹市八木町八木上野25	0771-42-2510	○					
明治国際医療大学附属病院	629-0301	京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷6-1	0771-72-1221	○					
福井県公立小浜病院	917-8567	福井県小浜市大手町2-2	0770-52-0990	○					
済生会滋賀県病院	520-3046	滋賀県栗東市大橋2-4-1	077-552-9806	○	○				
中之島クリニック	553-0003	大阪府大阪市福島区福島2-1-2	06-6451-6100	○	○	△			
京都工場保健会 (神戸)	650-0022	神戸市中央区元町通2-8-14 オルタンシアビル3F	075-823-0530	○		○			

(注1) 実施ドックの自己負担額について

※ 半日、脳、肺ドックの○印は、それぞれ10,000円。

※ 脳、肺ドックの△印は、ドックの検査項目の一部として実施されるため、それぞれ5,000円。

(注2) 受診年齢について

※ ドック・一般健診は35歳以上の組合員及びご家族、定期健診・レディース健診は40歳～74歳の組合員及びご家族が受診いただけます。

特定健診（無料）は必ず年1回、毎年受診しましょう
（40歳～74歳の組合員・ご家族の皆様）

事業主様へお知らせ

労働安全衛生法による定期健康診断のデータを提供していただいた事業所様には、健診データの提供の謝礼として、健診データ1名様分につき、切手（820円分）を支給いたします。詳しくは下記をご参照ください。

従業員を使用している事業主は、労働安全衛生法により毎年1回、従業員に対して定期健康診断を実施することが定められています。この定期健康診断には、特定健康診査項目が全て含まれていることから、組合は事業主から定期健康診断を受けた従業員の健診結果をご提供いただくことで、特定健康診査の実施に代えることができます。また、従業員は年に重複して定期健康診断と特定健康診査を受診する必要がなくなります。

つきましては、このような事情をご理解いただき、平成26年度に実施された従業員の定期健康診断の結果（写）をご提供下さいますようお願い申し上げます。

なお、ご提供いただいた個人情報については、特定健診業務にのみ使用することとし、個人情報に関する法令等に基づき適正に管理することを申し添えます。

【対象者】 40～74歳の職別国保被保険者（組合員・ご家族）

【対象データ】 事業主が全額自己負担された定期健康診断の健診結果。（ただし、特定健診項目を全て満たしているものに限り）検査項目は下記をご参照ください。

⊘ 当組合の健診補助制度（半日ドック、一般健診、定期健診、レディース健診）を利用して、特定健診を受診された場合は、謝礼の対象外ですので送付しないでください。

【送付先】 〒604-8804
 京都市中京区壬生坊城町24番地の1 古川勘ビル5F
 京都府建設業職別連合国民健康保険組合 健診担当 宛

【電話】 075-801-0478

ご注意ください

（注）健診データをご提供いただいた後、切手を支給いたしました対象者については、平成26年度中に当組合の健診補助制度（半日ドック、一般健診、定期健診、レディース健診、特定健診）を利用することが出来なくなりますので、必ずご本人に確認の上ご送付ください。

特定健診必須項目

診察等	身長、体重、BMI、腹囲、身体診察	
問診	▲喫煙の有無、▲服薬（糖尿病・高脂血症）の有無	
血圧測定	拡張期血圧・収縮期血圧	
血液検査	脂質検査	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
	肝機能検査	GOT (AST)、GPT (ALT)、γ-GTP (GT)
	血糖検査	空腹時血糖 or HbA1c（いずれか一方で可）
尿検査	尿糖、尿たんぱく	

※▲は健診結果に記載されていない場合、自己記入でも結構です。

平成25年度 特定健診実施率速報値（3月1日現在）
受診者数 926名 受診率 26.1%（目標値 45%）

平成25年度の特定健診・特定保健指導は、第二期特定健康診査等実施計画に基づき、健診45%・保健指導20%を目標として実施してまいりましたが、平成26年3月1日現在の速報値は、健診26.1%（前年度同月26.4%）、保健指導2.3%（同3.1%）で、前年度と同水準の実施状況にとどまっています。

また、25年度は、第二期特定健康診査等実施計画の初年度にあたりますが、国が定める実施目標値（29年度に健診70%、保健指導30%）と当組合の実施状況とは、大きな乖離があるため、早期に大幅な実施率の改善が望まれるところです。

一方、全国の実施状況に目を向けますと、特定健診・特定保健指導ともに実施率の伸び悩みが見受けられるものの、全国における23年度の健診実施率は、当組合の実施率39.0%を5.7ポイント上回る44.7%になっております。また、保険者種別毎の実施状況においても、「国保組合」の40.6%を下回っております。

このような状況ではございますが、今後も特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けて被保険者の皆様のご期待に沿えるよう健診制度の充実を図ってまいりますので、40歳から74歳の特定健診対象者の皆様は必ず年1回、毎年受診していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

第二期特定健診・特定保健指導実施目標及び実績値

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健診	目標値	45%	50%	55%	60%	70%
	実施率	26.1%	—	—	—	—
保健指導	目標値	20%	20%	25%	25%	30%
	実施率	2.3%	—	—	—	—

※ 平成24年度は速報値 ※ 平成29年度の数値は国が定めた目標値

全国及び保険者種類別の実施率推移（確定値）

	全国	市町村国保	国保組合	全国健康保険協会	健康保険組合	船員保険	共済組合
平成23年度	44.7% (15.0%)	32.7% (19.4%)	40.6% (8.3%)	36.9% (11.5%)	69.2% (16.7%)	35.3% (6.5%)	72.4% (10.6%)
平成22年度	43.2% (13.1%)	32.0% (19.3%)	38.6% (7.7%)	34.5% (7.4%)	67.3% (14.5%)	34.7% (6.3%)	70.9% (8.7%)
平成21年度	41.3% (12.3%)	31.4% (19.5%)	36.1% (5.5%)	31.3% (7.3%)	65.0% (12.2%)	32.1% (5.8%)	68.1% (7.9%)
平成20年度	38.9% (7.7%)	30.9% (14.1%)	31.8% (2.4%)	30.1% (3.1%)	59.5% (6.8%)	22.8% (6.6%)	59.9% (4.2%)

※（）内は保健指導実施率

平成26年度 特定健診が始まります

特定健康診査受診券(特定健診受診券)は 6月に対象者、お一人お一人に郵送いたします

対象者 40歳～74歳の職別国保被保険者(組合員・ご家族)の皆様

〈特定健診の受診方法〉

特定健診は、下記の健診コース(①～⑤)からいずれかを選択して受診してください。

健診コース	検査内容	個人負担金
① 特定健診	高血圧や脂質異常症、糖尿病などに関する一般的な健康診断です。	無 料
② 定期健診	特定健診項目に労働安全衛生法の法定項目を追加した健診です。	1,000円
③ レディース健診	特定健診項目に婦人科(乳がん・子宮がん)を追加した健診です。	1,000円
④ 一般健診	33項目(特定健診項目を含む)からなる総合的な健康診断です。	3,000円
⑤ 半日ドック	約70項目(特定健診項目を含む)からなる総合的な健康診断です。	10,000円

- 予約方法や受診場所など詳しくは、特定健診受診券(平成26年6月送付予定)に同封の案内冊子「平成26年度 職別国保各種健康診査のご案内」をご参照いただくか、所属されている支部事務所までお問い合わせください。
- ④、⑤の健康診査は通年受診できます。特定健診受診券がお手元に届くまでの期間(4月～6月)にご受診される方は、所属されている支部事務所までお問い合わせください。

平成26年度 特定健診・特定保健指導が始まります

平成26年度の特定健診がはじまります。受診の際に必要な特定健診受診券(ピンク色の厚紙)は6月に対象者お一人お一人に送付いたしますので、ご受診されるまで大切に保管してください。

※下記はサンプルです。お手元に届きましたら必ずご確認ください。

受診券送付用封筒



受診券(表)



受診券(裏)

